

令和3年4月26日（月）

## 緊急事態宣言発令に伴う「新型コロナウイルス感染症」 への対応について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

本校では、県教育委員会の指導のもと、学校教育の実施と感染拡大防止の双方の観点から、状況に応じて適切に判断し、教育活動等を行っています。

緊急事態宣言発令中の対応については、下記のとおり、教育活動等を進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外における教育活動は、行いません
- (3) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）は、原則、行いません。
- (4) 感染防止の観点から以下の点に留意し、教育活動を実施します。
  - ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
  - ・各教室で可能な限りの間隔を確保します。
  - ・マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
  - ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
  - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
  - ・下校時は、寄り道をすることなく帰宅するように徹底すると同時に、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

## 2 部活動【令和3年4月25日(日)～令和3年5月11日(火)】

- (1) 実施場所については、一部の大会等を除き、原則県内に限ることとします。
- (2) 上述の教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。
  - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
  - ・活動時間は、平日4日2時間以内を原則とし、18時30分には完全下校するように徹底します。また、土日1日3時間以内の実施とします。
  - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
  - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用させます。
  - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう徹底します。

## 3 感染防止対策【令和3年4月26日(月)～令和3年5月11日(火)】

学校への登校は、これまで同様に次の通りとします。

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR検査を受けている者がいる場合は登校しないことを徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

- ・出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。

## 4 心のケア

- (1) きめ細かな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなどし、生徒の心身の健康に適切に対応します。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を図ります。
- (3) 県教育委員会の通知に基づき、経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品を配布します。詳細が分かり次第、別途お知らせします。